

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.9 (1958. 9)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580901--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

慶應義塾経済学会

九月号

書評及び紹介
経済学関係文献目録

トランスファー理論……………大宮 一(六)	グッドウインの非線型景気循環理論……………森 敬(四)	トマス・ホジスキンの「労働擁護論」……………野地 洋行(三)	その自然法思想と経済学について……………	労働者階級と政治運動、とくに一八六七年の第二次選挙法改正の意義について……………	十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転(その二)……………飯田 鼎(二)	リユーベック市の生誕……………高村 象平(一)
-----------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------	--	--	-------------------------

第五十一卷

第九号

昭和三十三年九月十一日
昭和三十三年十月二十四日
昭和三十三年十一月十三日
昭和三十三年十二月三日
発行(毎月)
第三種郵便物認可
第一、九〇三号

昭和三十三年八月二十四日
昭和三十三年九月十三日
昭和三十三年十月一日
発行(毎月)
第三種郵便物認可
第一、九〇三号

三田学会雑誌

昭和三十三年八月号

定価 金九〇円 (送料別)

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 51, No. 8

August, 1958

CONTENTS

Role of Group Work Practise in the Field of Social Work A Study related to the Inquiry into the Concept of Social Work …… <i>E. Kojima</i> (1)	Page
Entwicklung des "Comitatus" in der Frankenzeit …… <i>H. Uono</i> (15)	
Foundations of the Quantitative Approach in Income, Wages and Employment…………… <i>K. Obi</i> (29)	
Tableau Economique in Disequilibrium Concerning mainly "The Tableau Economique of Francois Quesnay" by Dr. H. Woog …… <i>T. Watanabe</i> (57)	
Reviews and Notes	

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI
(The Keio Economic Society)
Editorial communications to be sent to
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,
Keio-Gijuku University,
Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.
Price 90 yen

書評及び紹介

Chester I. Barnard, The Functions of the Executive.....青沼吉松(六三)

モリス・フォーク著 『保 険』.....庭田 範 秋(六六)

木村栄一・高木秀卓共訳

リュールベック市の生誕

高 村 象 平

かつて私は本誌上において、中世後期北ドイツ商業都市の政治的・経済的同盟「ドイツ・ハンザ」の盟主として、自他ともにゆるしたリュールベック市が、現存地点に最終的に築かれるまでには、三度その場所をかえたことを述べた。

同市草創期の諸事情を伝える資料はきわめてとほしく、ことに建設当初の伝承文書はない。したがって論定しえない問題はすくなくない。しかし前記論稿発表ののち、資料や研究文献を渉猟した結果、リュールベック市の建設地選定について、やや明確に論断をくだしうるようになった。ここにそれを述べて、前稿を補正する次第である。

リュールベック市がドイツ皇帝直轄の帝国都市＝自由都市となったのは一二二六年のことであるが、それまでの間に同市はつぎのよう

リュールベック市の生誕

な変遷を経ている。最初は第十一世紀三〇年代のウエンド族のウルプス(＝ブルク)としてのいわゆる旧リュールベック(Vetus Lubika Ⅱ Altübeck)である。ついで約一世紀後、すなわち一一四三年以降リュールベックはドイツ人の手によって建設されたドイツ都市の名称となるが、そのはじめはホルンシュタイン伯の建設であった。一一五七―一五八年住民は一時いわゆるレーヴエンタットに移ったが、一一五八年ザクセン公支配のもとに旧敷地に復帰し、都市は再建されたのである。しかしそののちも同市の支配者は変った。すなわち一一八二年ザクセン公の国外追放によってドイツ国王の支配下に入り、さらに一二〇一―二五年の間はデンマークの支配を受けた。そして一二三三年頃によくこの外国人支配から脱し、一二二六年にはじめてドイツ帝国直轄都市たる特権状を賦与されたのである。

かかる都市領土の交替、さらに都市聚落建設者の人種的相違のか